

大阪福祉人材支援センターが取り扱う事業所・職種の範囲

1. 対象事業所・職種	(1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所 (ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む) (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所 (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所 (4) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所 (5) 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神障害者福祉法に規定する精神保健福祉センター (6) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）の場合、上記以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所を含む
2. 対象職種の具体例	介護職、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、社会福祉協議会専門員、セラピスト、看護職、事務職、栄養士、調理員、施設長、管理者、サービス提供責任者、ユニットリーダー、(障) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運転手、用務員、その他医療職、教員など
3. 取り扱いできない求人	(1) 対象範囲であっても取り扱いができない求人 ①就業先の所在地が大阪府以外 ②労働関係法規を遵守していない求人 ③労働条件を明示できない登録型求人・・・いわゆる登録型ホームヘルパー ④「名簿掲載」「完全歩合制」「会員加入や事業経営への参画が採用の前提」「謝礼扱い」などの求人 ⑤「請負契約による事業」「業務委託による職員派遣」の求人 (2) 事業開始前の求人票について 事業開始前の事業の求人については、原則として取り扱うことができません。ただし、以下の要件をすべて満たしている場合には取り扱う場合があります。 ○大阪府および市区町村より、事業・施設の指定、開設認可を受けており、事業を実施することが確実であること ○事業開始予定日、雇用開始日が決まっていること ○求人票に労働条件が記載できること
4. その他	(1) 雇用形態（正職員、常勤（正職員以外）、非常勤・パートなど）は問いません (2) 採用時期（年度途中の欠員補充や新年度新規採用など）に制約はありません (3) 平成29年度企業主導型保育推進事業にかかる事業実施が確実である事業所の求人については取り扱います